

No. 115号

令和元年7月8日

# 暴 追 だ よ り

公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター

TEL 058-277-1613

## 「住めば都」から「住んでいる処を都」に

専務理事 杉 山 俊 博

賛助会員の皆様方には、「令和」の時代に達成すべき目標へと、暑さも吹き飛ばしながらまっしぐらの日々のご推察します。

私共は、よく「住めば都」と口にしますが、いかにも辛抱強い日本人らしい発想だと感じます。「石の上にも三年」に始まり、「郷に入っては郷に従え」となり、臭い物に蓋をし、長いものに巻かれているうちに、やがて「住めば都」の境地に至る。狭い島国で争わず仲良く暮らそうとすれば、必然的な到達点なのかもしれません。

「ここが変だよ日本人」とか「ガラパゴス化」と言われても、そこに居ると気づきにくい。八百万の神ばかりか仏様にまで手厚く加護された日本、そこに住む日本人に根っからの悪人もおらず、成り行き任せでも大きく期待を裏切られることもなかった。でも、グローバル化の進行する昨今、自慢の「村度文化」もあちこちに「ほころび」が散見されるに至っている。

神様の世界なら、「触らぬ神に祟り無し」で災いも回避可能かもしれないが、人の世では、降りかかる火の粉は、振り払わなければ回避することはできない。

災いのひとつは、間違いなく暴力団に代表される「反社会的勢力」の存在です。「とにかく人の世は住みにくい」と嘆いてばかりいられない。「人でなしの世」となれば、暴力団など反社会的勢力が更に跋扈することになりかねません。

「平成」は、社会が暴力団との関係遮断に舵を切った時代で、様々な暴排インフラの整備や取組みにより、暴力団勢力を大幅に減少させているものの、姿・形を変えながら組織の温存を画策しています。「令和」は、暴力団と決別した時代と言われるようにしたいものです。

そのためには、暴力団組織から「人と金」を剥がして枯渇させる必要があります、敢えて暴力団社会に止まる者は徹底排除（捨てる神）、暴力団組織を真に離脱しようとする者には社会復帰支援（拾う神）という二つの役割が社会に求められます。「捨てる神」には関係遮断の徹底でかなり近づけますが、「拾う神」の実現には、居住先・就労先などの受入環境に加え、彼等自身の離脱意思・就労意欲・身体状況など様々な困難・試練が付随しています。でも、「水に流す」ことのでき

る日本人なら、きっと「令和の課題」を解決できると確信します。

当センターでは、今後とも、県警察や県弁護士会との連携を強め、賛助会員の皆様と共に歩みつつ、「住んでいる処を暴力団のいない安全で安心な都」とすべく、努力して参りますので、お力添えを宜しくお願い致します。

## マニュアル

事務局長 直井和則

私は落語が好きでよく寄席に行きます。

その中で古典落語は、決められた流れやセリフいわゆるマニュアルがあり、噺家はこれに従って話をするわけですが、同じ演目でも江戸と上方では違いますし、またそれぞれの噺家の演じ方によっても、全く別物の作品になってしまうという面白さがありまして、そうした噺家による「差」を楽しむのも落語の魅力の一つとも言えます。

寄席で最初に出てくるのは、落語家になりたての若い前座さんです。

前座といってもお客さんの前で話すことを許されたプロ、それまでに稽古を重ねておりますから、話も「立て板に水」のごとく一生懸命演ずるのですが、客からの反応はイマイチです。

ところが、ベテラン真打ちは高座に上り、ただ座っただけで場内から笑いが聞こえてきます。ある大トリは座ってからかなりの時間帯一言も発せず、ただ周りを見回しているだけなのに館内大爆笑でした。

噺家ですから言葉を発してナンボの世界なのに、一生懸命そつなくこなすものには笑いがなく、逆に一言も発せず、ただ周辺を見渡しているだけで大爆笑、これはいったい何だと思いました。

この差は落語の途中でもよく現れます。

寄席では落語家が演じている最中に客席で携帯電話が鳴ったり、急な入退場者で客席がざわついたり、演者にとって集中力を欠くアクシデントがよくあります。

そういう場合でも、若手は全く途切れることなくひたすら演目を続けます。

さすがプロ、それはそれでたいしたものなのですが、逆に客自体がアクシデントで気が散ってしまい話に集中できなくなってしまうことがあります。

しかし、そのアクシデントをうまく利用して話の中に盛り込み、客の気持ちを切らさないように話に戻し、更におもしろいお笑いにしてしまうのが真打ちの芸です。

反社対策においても、当センターが行っている「不当要求防止責任者講習」の中で配布している「暴力団撃退マニュアル」があり、講習ではこのマニュアルに基づいて講習を行っています。

しかし、落語の客が人間であるとおりに、不当要求の相手も人間ですので、マニュアルどおりやればそれでよいというわけではありません。

相手とのそのやりとりの中で、想定外の質問や要求をしてくることもあり、マニュアルだけでは対応できない場合もあります。

ベテラン唸家は、想定しうるアクシデントについて長年による研究と対応、そして自身の経験を重ねた結果、現在の姿があると思います。

皆さんもマニュアルがあるから安心するのではなく、不当要求対策について常に考え、研究心や問題意識を持っていただけるとよいと思います。

## 最近の判例の動向

### (暴力団の威力利用)

「暴力団の威力利用」の解釈について、最近その考え方に変化があり、新しい判例も出ていますのでご紹介します。

暴力団対策法では、暴力団組員が組の威力を利用して他人の財産を侵害した場合、組長がその使用者責任を負うと規定しています。

従来この「威力利用」については、事件被害者等、組織外の人間に向けられるものと解釈されていましたが、最近では外部だけではなく、暴力団組織内部及びその影響力のある傘下組織内で利用されてもよいという考え方になっています。

少し前まで暴力団は、暴力団の威力を示し、他人に脅威を与えることで資金を得てきましたが、近年の暴力団対策法の改正や、暴排条例・暴排条項の整備により、威力を示しての資金源確保が困難になってしまいました。

窮した暴力団は、なり振り構わず今度は、流行の振り込め詐欺や窃盗に組織的に関わり、そこに資金源を求めようになったわけです。

以前の考え方では、詐欺罪や窃盗罪は威力を利用した犯罪とは認められず、横行するニセ電話詐欺等では、組長責任は追及出来ない状況でした。

そこで導き出されたのが「組織内での威力利用」という考え方です。

暴力団の威力利用は必ずしも外に向けられるものではなく、組員が組の威力を利用して配下の者を使い、その配下の者が他人の財産を侵害したのであれば、同様に組長に対する使用者責任も追及することが出来るというものです。

この組み立てで、各地区で振り込め詐欺等の被害者がその犯行グループの暴力団組員のトップである組長に対し、使用者責任を求める裁判が相次いで起こされています。

そうした中、本年5月、下級審ではありますが、同じようなニセ電話詐欺事件で、使用者責任を認める判決と、認めないという真逆の判決がほぼ同時期に出ました。

まず、全国初の賠償命令として水戸地裁は、「組員が詐欺グループを集める際に暴力団の威力を利用しており、暴力団の力を使った資金獲得に当たる」として組長に対する賠償責任を認めました。

ところが、水戸地裁の翌日、東京地裁での同様のニセ電話詐欺グループの使用者責任訴訟で、その責任を認めないという真逆の判決が出ました。

東京地裁は、暴力団組員が受け子（現金を受け取る役の者）をどのように管理していたかや、犯行の中心人物と組との関係が不明であり、組の威力を利用したとは言えないとして、組長に対する賠償責任を否定しました。

専門の弁護士もコメントしていますが、この判決は組員の威力利用の立証が困難であっただけで、水戸地裁の枠組みつまり、組織内部に対する威力利用が否定されたわけではないと思われしますので、控訴審での判断が注目されます。

暴力団は取締りを逃れるため、あらゆる方法で資金源活動を行っており、これからも姿形を変えて我々に脅威を与えます。

彼等との知恵比べも続いています。

## 社会復帰支援協力事業所の募集

当センターでは、暴力団離脱者に対する社会復帰支援事業を行っており、その一環として暴力団を離脱した者を雇用していただける「協力企業」を募集しております。

暴力団対策法や暴排条例、暴排条項の整備により暴力団はその資金源の確保が困難となり、暴力団では食べていけないということで、足を洗う組員が年々増加し、統計が示すとおり組員の数も急激に減少しております。

暴力団を辞めた者は当然生活していくため、何らかの正業に就く必要がありますが、その受け皿となる受け入れ企業が不足しています。

彼らの「暴力団から離脱して真面目に働こう」という意思是尊重すべきであり、一人でも社会復帰ができれば幸いと考えております。

年齢、体力や技術、経験面では十分な人材とは言えないかも知れませんが、協力しても良いという事業所がございましたら、是非当センターまでご連絡いただきたいと思っております。

## 指定暴力団とその勢力〈全国24団体〉

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	神戸市灘区篠原本町	篠田健市	1都1道2府39県	約4400人
2	稲川会	東京都港区六本木	辛炳圭	1都1道16県	約2200人
3	住吉会	東京都港区赤坂	関功	1都1道1府15県	約2800人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉	野村悟	3県	約330人
5	旭琉會	沖縄県沖縄市上地	富永清	1県	約320人
6	六代目会津小鉄会	京都市下京区東高瀬川筋	馬場美次	1道1府	約70人
7	五代目共政会	広島市南区南大河町	荒瀬進	1県	約140人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町	金教煥	3県	約70人
9	四代目小桜一家	鹿児島市甲突町	平岡喜榮	1県	約60人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡	中岡豊	2県	約70人
11	道仁会	福岡県久留米市京町	小林哲治	4県	約480人
12	二代目新和会	香川県高松市塩上町	吉良博文	1県	約40人
13	双愛会	千葉県市原市潤井戸	椎塚宣	2県	約140人
14	三代目狭道会	広島県尾道市波町	渡邊望	5県	約80人
15	太州会	福岡県田川市弓削田	日高博	1県	約90人
16	九代目酒梅組	大阪市西成区太子	吉村三男	1府	約30人
17	極東会	東京都豊島区西池袋	曹圭化	1都12県	約520人
18	二代目東組	大阪市西成区山王	滝本博司	1府	約130人
19	松葉会	東京都台東区西浅草	荻野義朗	1都7県	約420人
20	三代目福博会	福岡県博多区千代	金寅純	3県	約110人
21	浪川会	福岡県大牟田市上官町	朴政浩	1都5県	約210人
22	神戸山口組	兵庫県淡路市志筑	井上邦雄	1都1道2府28県	約1700人
23	任侠山口組	兵庫県尼崎市戸ノ内町	金禎紀	1都1道2府11県	約400人
24	関東関根組	茨城県土浦市桜町	大塚逸男	1都1道3県	約130人

(平成30年末現在)

## 県民大会のお知らせ

○ 8月29日（木）午後1時30分～

『第28回暴力追放岐阜県民大会』が開催されます。

- ・時間：午後1時30分～午後4時ころまで
- ・場所：不二羽島文化センター・スカイホール
- ・今回は式典の外

民暴弁護士有志による

STOP！「みかじめ」

NO！「不当要求」

と題する寸劇 及び

岐阜県警察音楽隊による演奏会

を予定しております。

入場無料！ 皆様のご来場をお待ちしております

### 弁護士による無料相談

暴力団員、暴力団風の者、悪質クレーマー等の絡む相談を受け付けています。相談は無料です。秘密は厳守します。お悩みの方は、お気軽にご相談下さい。

- 日時** 毎週水曜日 午後2時～午後4時  
**場所** 岐阜市小柳町18番3 暴追センタービル2階  
**相談料** 無料  
**相談担当** 岐阜県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター所属弁護士  
暴追センター相談委員帯同  
**相談方法** 面接相談・電話相談  
**相談電話** 058-264-6764

## 不当要求防止責任者講習 開催日程

令和元年中の責任者講習は、下記の予定で開催します。

○ 7月22日(月)	岐阜講習	岐阜産業会館	午後1時30分
○ 8月19日(月)	東濃講習	セラトピア土岐	午後1時30分
○ 9月5日(木)	中濃講習	美濃加茂市文化会館	午後1時30分
○ 9月20日(金)	飛騨講習	飛騨・世界生活センター	午後1時30分
○ 9月26日(木)	岐阜講習	岐阜産業会館	午後1時30分
○ 10月1日(火)	西濃講習	大垣市民会館	午後1時30分
○ 10月28日(月)	中濃講習	J Aめぐみの本店	午後1時30分
○ 11月5日(火)	岐阜講習	岐阜産業会館	午後1時30分
○ 11月11日(月)	飛騨講習	飛騨・世界生活センター	午後1時30分
○ 11月19日(火)	西濃講習	大垣市民会館	午後1時30分
○ 12月9日(月)	中濃講習	J Aめぐみの本店	午後1時30分
○ 12月19日(木)	東濃講習	セラトピア土岐	午後1時30分

(公財)岐阜県暴力追放推進センター  
(058) 277-1613 直井